

議案第 1 3 号

匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市病院事業の設置等に関する条例（平成18年匝瑳市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第7条中「99床」を「89床」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

匝瑳市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第6条 略 (病床数) 第7条 病院の病床数は、一般病床<u>89</u>床とする。 以下 略</p>	<p>第1条～第6条 略 (病床数) 第7条 病院の病床数は、一般病床<u>99</u>床とする。 以下 略</p>